

扱いとすることが考えられることから、

- ・ 養成施設ルート
- ・ 600時間程度の養成課程を経る場合の実務経験ルート
- ・ 1,800時間の教育時間を確保した福祉系高校ルート

については、介護技術講習を修了しなくても、実技試験を免除することとするべきである。

- これにより、介護技術講習の対象者は縮小することとなるが、教育カリキュラムの見直しに併せ、介護技術講習の内容やその在り方についても、検討していくべきである。

5 専門介護福祉士（仮称）の検討

- 介護職員の生涯を通じた能力開発とキャリアアップを支援するため、職能団体等による現任研修等に係る取組が進められている。
- 介護福祉士の国家資格は、「幅広い利用者に対する基本的な介護を提供できる能力を有する資格」と位置付けられるが、さらに重度の認知症や障害等への対応、管理能力（サービスの質、人的資源、運営管理等）等の分野について、より専門的対応ができる人材を育成していくことが求められている。
- 資格取得後の一定の実務経験を前提として、一定の研修を行った上で認定を行う仕組みとしての専門介護福祉士（仮称）の在り方について、有識者や関係団体で早急に検討を行っていくべきである。

6 その他

(1) 通信課程の取扱い

- 現在、養成施設ルートにおいては、教育課程全体に占める実習及び演習の時間の比重の大きさの観点や当該実習及び演習の時間を実効性のあるものとして確保する観点から、通信課程は認められておらず、教育カリキュラム及び資格取得体系の見直しに当たっても、このような基本的考え方は維持するべきである。

○ 一方で、介護福祉士資格の取得方法の一元化により、実務経験ルートにおいては新たに600時間程度の養成課程を経なければならないこととなるが、これは、現に就労している者が就学する課程であることを踏まえ、働きつつ学べるように、養成課程としての指定を受けたものに限り、通信課程を認めることとするべきである。

○ また、福祉系高校ルートについては、現在、通信課程が認められており、高等学校専攻科2年間の1,155時間の課程で5校、高等学校3年間の1,190時間の課程で1校が設置されている。

福祉系高校ルートの通信課程については、現行の1,190時間又は1,155時間の課程を基本的に維持することを時限措置として認め、当該課程を卒業した者は、卒業後に9月以上の介護等の業務に関する実務経験を経た場合に、国家試験を受験することができる途を認めるべきである。その際、実技試験を免除する取扱いとするべきではない。

ただし、現に1,190時間又は1,155時間の通信課程を設けている福祉系高校に対する上記のような措置は、新制度の導入に伴う経過的な措置であり、教育カリキュラム及び資格取得体系についての更なる見直しの検討と併せ、通信課程の取扱いの在り方についても検討を行うこととするべきである。

(2) 実務経験の取扱い

○ 介護福祉士資格の取得方法の一元化に当たっては、それぞれの教育プロセスにおける教育内容や実務経験の水準を統一することが前提であることから、実務経験の取扱いについても、点検を行っていく必要がある。

○ 実務経験の範囲として認められるものは、特別養護老人ホームにおける介護職員等としての経験等の限定列挙されたものに限られているが、実務経験として認められる範囲について点検を行っていくほか、ボランティアとして従事した場合にあっても実務経験の期間として算入される現行の取扱いについても、見直す方向で検討するべきである。

(3) その他のルートの取扱い

○ これまで述べてきた3つのルート以外にも、介護福祉士資格の取得方法と

しては、介護等に係る技能検定であって厚生労働省令で定めるものに合格して資格を取得するルート（以下「技能検定ルート」という。）があるが、1988年（昭和63年）の制度施行から現在に至るまで、当該技能検定として厚生労働省令として定められたものはなく、実績がないことから、この際、技能検定ルートは廃止するべきである。

- また、養成施設ルートにおいては、「厚生労働大臣の指定した養成施設」のほかに、「文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校」又は「厚生労働大臣の指定した職業能力開発校等」において必要な知識及び技能を修得した場合にも資格を取得することができることとされているが、「厚生労働大臣の指定した職業能力開発校等」については、1988年（昭和63年）の制度施行から現在に至るまでほとんど実績がなく、また、職業能力開発校等は養成施設として厚生労働大臣の指定を受けることも可能であることから、この際、廃止するべきである。

(4) 介護現場における医療提供の在り方

- 介護福祉士制度の在り方に関する議論に関連して、介護現場における医療提供の在り方について、介護従事者がたんの吸引、経管栄養の実施等を行うことができない現状を含めて検討を行っていくべきではないか、という問題提起があった。
- この問題については、2005年（平成17年）6月の参議院厚生労働委員会における介護保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議において、「介護現場における医療行為の在り方について、介護職員、介護を受ける当事者、家族及び医師、看護師等の医療関係者等の意見が反映されるような検討の場を設けること」とされているところである。
- また、介護職員による医行為については、例えば、在宅においてたんの吸引が必要な者に対する介護職員など、医師・看護職員でない者であって家族ではない者によるたんの吸引については、2003年（平成15年）及び2005年（平成17年）に、一定の場合には当面のやむを得ない措置として許容される旨の取扱いが示されている。この取扱いについては、その実施状況や療養環境の整備状況等について把握した上で、見直しについて検討することとされている。

- 本部会としては、関係部局は、この問題について速やかに検討に着手すべきであるとする。

7 実施時期

- 介護福祉士資格の取得方法の一元化に併せた教育内容の充実については、養成施設、福祉系高校等における対応に要する時間も考慮しつつも、介護福祉士の資質の確保及び向上の観点から、できる限り早期に実施することが望ましい。
- また、これまで述べてきたように資格取得体系を見直すこととすれば、
 - ・ 養成施設ルートについては、教育内容の充実後の養成課程を修了した上で、新たに国家試験を受験することとなるほか、
 - ・ 実務経験ルートについては、新たに600時間程度の養成課程を経ないと国家試験を受験することができなくなり、
 - ・ 福祉系高校ルートについては、教育内容の充実後の養成課程を修了するか、新たに9月以上の実務経験を経ないと国家試験を受験することができなくなる事となることから、資格取得体系の見直しについては、既に養成施設に入学している者等の期待権や教育機会の準備等にも配慮しつつ、実施していくべきである。

IV 介護の担い手の人材確保

- 介護の担い手の人材確保については、介護福祉士の資格を取得している者のうち、実際には就業していない者も多い現状を踏まえ、総合的な福祉人材確保対策を講じていくべきであり、引き続き本部会において審議を行い、社会福祉法に基づく「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」の見直し等について、検討を行っていくこととするが、これまでに行われた議論を整理すると、以下のとおりとなる。
- 介護福祉士資格取得者には、資格取得後のOJTのほか、生涯にわたって自己研鑽し、介護の専門的な能力の向上に努めることが求められていることから、生涯を通じた能力開発とキャリアアップへの支援を行っていくことが重要である。

このため、職能団体等による資格取得後の研修の実施に向けた取組等による体制の整備のほか、介護福祉士を雇用する事業者の側においても、介護福祉士の研修機会を確保するような積極的な取組が求められる。

- また、介護職員の就労状況については、
 - ・ 全産業の平均的な離職率に比べ、離職率が高い
 - ・ 賃金の水準が業務内容に見合った水準になっていないのではないか
 - ・ 規模の小さい事業所においては、福利厚生の実施が困難である
 - ・ 仕事のやりがいや処遇等を理由に転職する者がいる一方、他分野からの転職も多い

といった特徴が指摘されている。

このため、介護労働者の雇用管理の改善、能力開発等の取組の推進、福利厚生センターの活用等による福利厚生の実施、都道府県人材センター等による無料職業紹介事業や潜在マンパワーの掘り起こし、介護業務の社会的評価の実施、優れた人材の確保・育成に重点を置いた経営モデルへの転換等に取り組んでいくべきである。

さらに、介護保険制度等の中でも介護福祉士を積極的に位置付けていくべきであり、介護報酬等において評価を行うことも含め、サービスの質に応じた評価の仕組みを構築していく観点から検討を行っていくべきである。

第2 社会福祉士制度の在り方について

I 社会福祉士制度の現状と課題

1 社会福祉士制度の現状

- 社会福祉士は、社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって福祉に関する相談援助を行うことを業とする名称独占の国家資格であり、1988年（昭和63年）の制度施行から現在に至るまで、約8.3万人が資格を取得している。
- 社会福祉士の主な就労先は、社会福祉施設等、社会福祉協議会等、医療機関、行政機関、独立型社会福祉事務所等となっている。
- このうち、社会福祉施設等や福祉事務所における社会福祉士の任用・活用の状況についてみると、
 - ・ 介護保険事業の生活相談員等のうち社会福祉士の資格を有している者の比率は施設サービスでは約28%、在宅サービスでは約15%となっており、また、これ以外の社会福祉施設等では約6%と概して低くなっているほか、
 - ・ 福祉事務所の職員のうち社会福祉士資格を有している者の比率は、査察指導員や生活保護担当現業員で約3%となっているなど、極めて低くなっている。

2 社会福祉士を取り巻く状況の変化

- 社会福祉士制度の施行から現在に至るまでの間に、社会福祉士を取り巻く状況は大きく変わってきている。
- 2000年（平成12年）からの介護保険制度の施行及び2003年（平成15年）からの障害者支援費制度の施行により、福祉サービスについては、行政がサービスの配分を行う措置制度から、利用者の選択と自己決定に基づいて事業者との間で契約を締結した上でサービスを利用する仕組みへと、転換が行われている。この中で、事業者に対して消費者の立場に立つ利用者の

権利擁護等が求められてきている。

- また、2005年（平成17年）の介護保険法の改正により、地域において包括的に高齢者を支える仕組みの中核的機能を担うものとして新たに地域包括支援センターが設けられたほか、2006年（平成18年）からの障害者自立支援法の施行により、障害者の地域生活支援がより一層強く求められてきている。

さらに、生活保護制度においては、2005年（平成17年）度より、就労支援を推進するための自立支援プログラムの仕組みが導入されている。

- このような中で、社会福祉士の活躍が期待される分野は、
 - ・ 地域包括支援センター等における地域を基盤とした相談援助
 - ・ 相談支援事業や就労支援事業による障害者の地域生活支援
 - ・ 生活保護制度における自立支援プログラムによる就労支援の推進
 - ・ 権利擁護、成年後見制度等の新しいサービスの利用支援
 - ・ 地域福祉計画の策定等の新しい行政ニーズへの対応など、拡がりを見せてきている。

3 社会福祉士に求められる役割

- 上記のような社会福祉士を取り巻く状況の変化の中で、従来の福祉サービスを介した相談援助のほか、利用者がその有する能力に応じて、尊厳を持った自立生活を営むことができるよう、その他の関連する諸サービスと有機的な連携を持って、総合的かつ包括的に援助していくことが求められるようになってきているものであると総括できる。

- 具体的には、社会福祉士には、新たに、
 - ・ 既存の各種サービス（ボランティア、老人クラブ、民生委員等によるインフォーマルなサービスを含む。）の間のネットワークの形成を図るとともに、地域の福祉ニーズを的確に把握して、必要なサービスが不足している場合にはその創出を働きかけること
 - ・ 虐待防止、就労支援、権利擁護、孤立防止、いきがい創出、健康維持等について、関連するサービスとのチームアプローチも含め、それぞれの専門分野の担当者との連携を図り、自ら解決することのできない課題については当該担当者への橋渡しを行い、その解決を図ること

が期待されている。

- 以上を踏まえると、社会福祉士の役割としては、
 - ① 福祉課題を抱えた者からの相談に応じ、必要に応じてサービス利用を支援するなど、その解決を自ら支援する役割
 - ② 利用者がその有する能力に応じて、尊厳を持った自立生活を営むことができるよう、関係する様々な専門職や事業者、ボランティア等との連携を図り、自ら解決することのできない課題については当該担当者への橋渡しを行い、総合的かつ包括的に援助していく役割
 - ③ 地域の福祉課題の把握や社会資源の調整・開発、ネットワークの形成を図るなど、地域福祉の増進に働きかける役割等を適切に果たしていくことが求められている。

4 社会福祉士に求められる知識及び技術

- 今後、社会福祉士には、新しいニーズにも対応しつつ、上記①から③までの役割を状況に応じて適切に果たしていくことができるような知識及び技術を有することが求められている。
- このため、社会福祉士には、福祉課題を抱えた者からの相談への対応や、これを受けて総合的かつ包括的にサービスを提供することの必要性、その在り方等に係る専門的知識と、虐待防止、就労支援、権利擁護、孤立防止、いきがい創出、健康維持等に関わる関連サービスに係る基礎的知識が求められることとなる。

また、技術としては、福祉課題を抱えた者からの相談に応じ、利用者の自立支援の観点から地域において適切なサービスの選択を支援する技術、サービス提供者間のネットワークの形成を図る技術や、地域の福祉ニーズを把握し、不足するサービスの創出を働きかける技術等が求められることとなる。

さらに、これに加えて、専門職としての高い自覚と倫理の確立や利用者本位の立場に立った活動が、これまで以上に強く求められることとなる。
- なお、これらは、必ずしも資格を取得するための養成課程においてすべて修得していなければならないものではなく、社会福祉士として実際に業務に従事する中で、又は社会福祉士の資格を取得した後の研修を通じて、獲得していく側面があることに留意が必要である。

5 社会福祉士制度の課題

- 社会福祉士の活躍が期待される分野が拡大してきている一方で、社会福祉士の任用・活用が進んでいない現状がある。

その背景としては、3において整理したような社会福祉士に求められる役割について関係者の合意形成がなされておらず、その結果として、社会福祉士制度が、これを取り巻く状況の変化の中で整備されてきた様々な仕組みの受け皿としての機能を十分に果たせていないことが考えられる。

- 社会福祉士制度の課題について、もう少し分析的にみれば、
 - ・ そもそも国民にとって社会福祉士の活動が見えにくく、社会福祉士の社会的認知度が低くなっているのではないか
 - ・ 実際の社会福祉士の養成の中で、必ずしも社会福祉士として求められる高い実践力を有する社会福祉士が養成されていないのではないか
 - ・ 社会福祉士には、生涯にわたって自己研鑽し、専門的な能力の向上に努めることが求められているが、資格取得後のOJTの仕組みのほか、能力開発やキャリアアップを支援するための研修体系等の整備が進んでいないのではないか

といった点を挙げることができる。

- また、福祉事務所や社会福祉施設等において相談援助の業務に従事している者の中には、行政機関である福祉事務所の任用資格である社会福祉主事として任用資格を有している者も多いが、社会福祉士の役割との関係を整理していくことが必要ではないか、といった点も指摘されている。

- II以降においては、社会福祉士に求められる役割を念頭に置きつつ、社会福祉士制度の課題に対応する見直しの方向性について整理していくこととする。

また、これに併せて、法律上の社会福祉士の役割、責務等の見直しについても、検討を行っていくべきである。

II 社会福祉士の養成の在り方

1 社会福祉士の養成の現状と課題

- 社会福祉士の資格を取得するためには国家試験に合格する必要があるが、国家試験の受験資格としては、大きく分けて、以下の4つのルートがある。
 - ・ 福祉系大学等において厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目（以下「指定科目」という。）を修めて卒業等して、国家試験を受験するルート（以下「福祉系大学等ルート」という。）
 - ・ 一般大学等を卒業又は福祉事務所や社会福祉施設等において4年以上相談援助の業務に従事等した後に、厚生労働大臣が指定する社会福祉士一般養成施設等において1年以上必要な知識及び技能を修得して、国家試験を受験するルート（以下「一般養成施設ルート」という。）
 - ・ 福祉系大学等において厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する基礎科目を修めて卒業等した後に、厚生労働大臣の指定する社会福祉士短期養成施設等において6月以上必要な知識及び技能を修得して、国家試験を受験するルート（以下「短期養成施設ルート」という。）
 - ・ 児童福祉司、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司等として5年以上の実務経験を経て、国家試験を受験するルート（以下「行政職ルート」という。）

- また、国家試験の合格率は全体で約3割と非常に低い水準にあり、これをルート別に見ると、
 - ・ 福祉系大学等ルートは約24%であり、大学等別では、80%を超える大学等から0%の大学等まで広範囲に分布していて、50%を超える大学等は14%に過ぎない一方、
 - ・ 一般養成施設ルートは約40%であり、養成施設別では、80%を超える養成施設から20%の養成施設まで分布していて、50%を超える養成施設は約45%となっているなど、大学等や養成施設別にみればらつきが見られる状況になっている。

- 国家試験の合格率の状況のみが社会福祉士の養成における課題を徴表するものではないが、このような状況を踏まえると、福祉に関する相談援助に係る専門的な知識及び技能を有し、適切な福祉サービスの提供が可能な実践力の高い社会福祉士を養成していくことが重要とされている中で、社会福祉士の養成における課題としては、
 - ・ 教育カリキュラムについて、社会福祉士制度の施行の後、抜本的な見直しが行われておらず、その後の社会福祉士を取り巻く状況の変化を反映し

たものになっていないのではないか

- ・ 実習教育について、本来社会福祉士として求められる技能を修得することが可能となるような実習内容になっていないのではないか
- ・ 福祉系大学等ルートについて、教育内容等は大学等の裁量にゆだねられる仕組みとなっていることから、教育内容等にばらつきが見られるのではないか

といった点を挙げることができる。

- また、福祉事務所や社会福祉施設等において相談援助の業務に従事している社会福祉主事の中には、既に社会福祉に関する基礎知識やこれに基づく実務経験を一定水準以上有している者もいると考えられることから、社会福祉士資格の取得に当たってこれらの者に一定の配慮をすることで、社会福祉専門職としてのスキルアップを促すことも考えられる。

2 教育カリキュラムの在り方

(1) 教育カリキュラムの在り方

- 社会福祉士を取り巻く状況の変化の中で、地域を基盤とした相談援助、地域における就労支援、権利擁護等の新しいサービスの利用支援、新しい行政ニーズの対応等の分野において、新たに社会福祉士が役割を担っていくことが期待されている。
- このため、Iの4において整理したような社会福祉士に求められる知識及び技術を踏まえつつ、社会福祉士の養成に係る教育カリキュラムについても、介護福祉士の教育カリキュラムと同様に、社会福祉士養成課程における教育内容等の見直しについて検討する専門家・実践者による作業チームを設置し、早急に検討を進めていくべきである。
- その際には、一般養成施設ルートにおける養成課程について、1年以上とされている修業年限を前提としつつ、新たな分野の追加等についても検討を行っていくべきである。例えば、現在、1,050時間とされている教育時間数を、最大1,200時間程度までの範囲内で増やすことも視野に入れつつ、検討を行っていくことが考えられる。

また、福祉系大学等ルートにおいても、一般養成施設ルートにおける教育

カリキュラムの見直しの内容を踏まえ、指定科目名の見直しについても、検討を行っていくべきである。

このほか、介護福祉士制度と同様に、国家試験の在り方についても、専門家・実践者による作業チームの検討事項として、検討を行っていくべきである。

- なお、教育カリキュラムについては、今回の見直しの後においても、社会福祉士に期待される役割の変化のほか、新教育カリキュラムを履修した者の資格取得後の就労状況、福祉現場における状況、資格取得後の研修等の受講状況等を踏まえ、今後、定期的に見直しを行っていくこととするべきである。

(2) 実習の在り方

- 一般養成施設ルート及び短期養成施設ルートにおいては、実習に係る時間数、教員要件、実習指導者要件、施設設備要件等について基準が設定されている一方、実習の内容については、その目的や留意点は定められているものの、具体的な内容に関する基準は設定されていない。

その結果、実際に行われている実習においては、社会福祉士の業務の関連領域としての位置付けなく漫然と行われる単なる介護業務の補助や施設見学に過ぎないようなものなど、本来社会福祉士として求められる技能を修得することが可能となるような実習内容になっていない事例も、少なからず見受けられる。

また、福祉系大学等ルートにおいては、上記のような基準が適用されておらず、実習内容等は大学等の裁量にゆだねられる仕組みとなっている。

このほか、国家試験の合格率が約3割と低い水準に留まっていることから、実習が実際の社会福祉士資格の取得に必ずしも活かされていないという現状が指摘されている。

- ついては、実践力の高い社会福祉士の養成を確保していく観点から、以下のような形で実習の質の担保及び標準化を図っていくべきである。
 - ① 社会福祉士としての技能を修得するために必要となる実習の必須事項について検討し、教育カリキュラムの見直しに併せてこれを明示するとともに、典型的な実習モデルを提示できるよう研究を進めていくべきである。

- ② 実習指導体制については、

- ・ 実習担当教員について、社会福祉士資格を有する者であることや実習担当教員として必要な知識及び技能を修得するための研修を受講した者であることを要件とする方向で検討するべきである。
- ・ 実習受入れ施設の実習指導者について、実習指導者の指導力の向上及び実習指導の標準化を図る観点から、研修の充実を図っていくべきである。

③ 実習の対象となる施設や事業については、独立型の社会福祉士事務所など、その範囲の拡大について検討するべきである。

○ 実習の質の担保及び標準化のためには、まずは社会福祉士に求められる役割について整理を行った上で、実習内容の充実のための上記の見直しを行うべきであり、このような見直しが着実に実施される見通しを立てた上で、実習時間数の在り方についても検討することとするべきである。

その際には、実践の現場と教育の現場とを乖離させない観点から、実習時間数を拡充する方向で検討するべきとの指摘があったことも考慮して、検討を行っていくべきである。

- 上記のほか、実習については、以下のような見直しを検討するべきである。
- ・ 福祉系大学等ルートにおける実習についても、一般養成施設ルート及び短期養成施設ルートにおける実習と同様の基準を設け、実習教育の質を制度的に担保していくべきである。
 - ・ 適切な実習指導を行っている施設に対して社会的な評価が高まるような配慮や、実習指導に対する取組を評価・支援していくような施策について研究を進めていくべきである。
 - ・ 通信課程の実習時間数が昼間課程及び夜間課程の実習時間数の半分となっている現状についても、この際改め、原則として同等の時間数とするべきである。
 - ・ 個人情報保護法との関係から実習施設の確保が困難になってきているという指摘も踏まえ、実習における個人情報の取扱いについても、整理を行っていくべきである。

3 それぞれの資格取得ルートの在り方

(1) 福祉系大学等ルート